

盛土や伐採行為に対する指導・罰則の強化

令和6年4月1日から 静岡県砂防指定地管理条例 が改正されます

砂防指定地内行為への指導の強化

★制限行為完了後の検査の実施

大規模な土地の形状変更等[※]の制限行為完了後に検査を実施します。

※①条例第3条第1項第3号に掲げる行為であって、当該行為に係る土地の面積が2ha以上のもの
②条例第3条第1項第5号に掲げる行為

★監督処分内容の拡充

許可の取り消しや行為の中止命令、原状回復命令に加え、**応急措置等の必要な措置を講ずるよう命じることができる**ようになります。

砂防指定地内での違法行為への罰則等の強化

★業者名の公表

県が行為の中止命令等の監督処分を行った際に、業者名など当該監督処分の内容を公表することができるようになります。

★罰則の強化

条例に違反した者に課すことができる罰則の上限を「**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**」に引き上げます。

問合せ先 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課

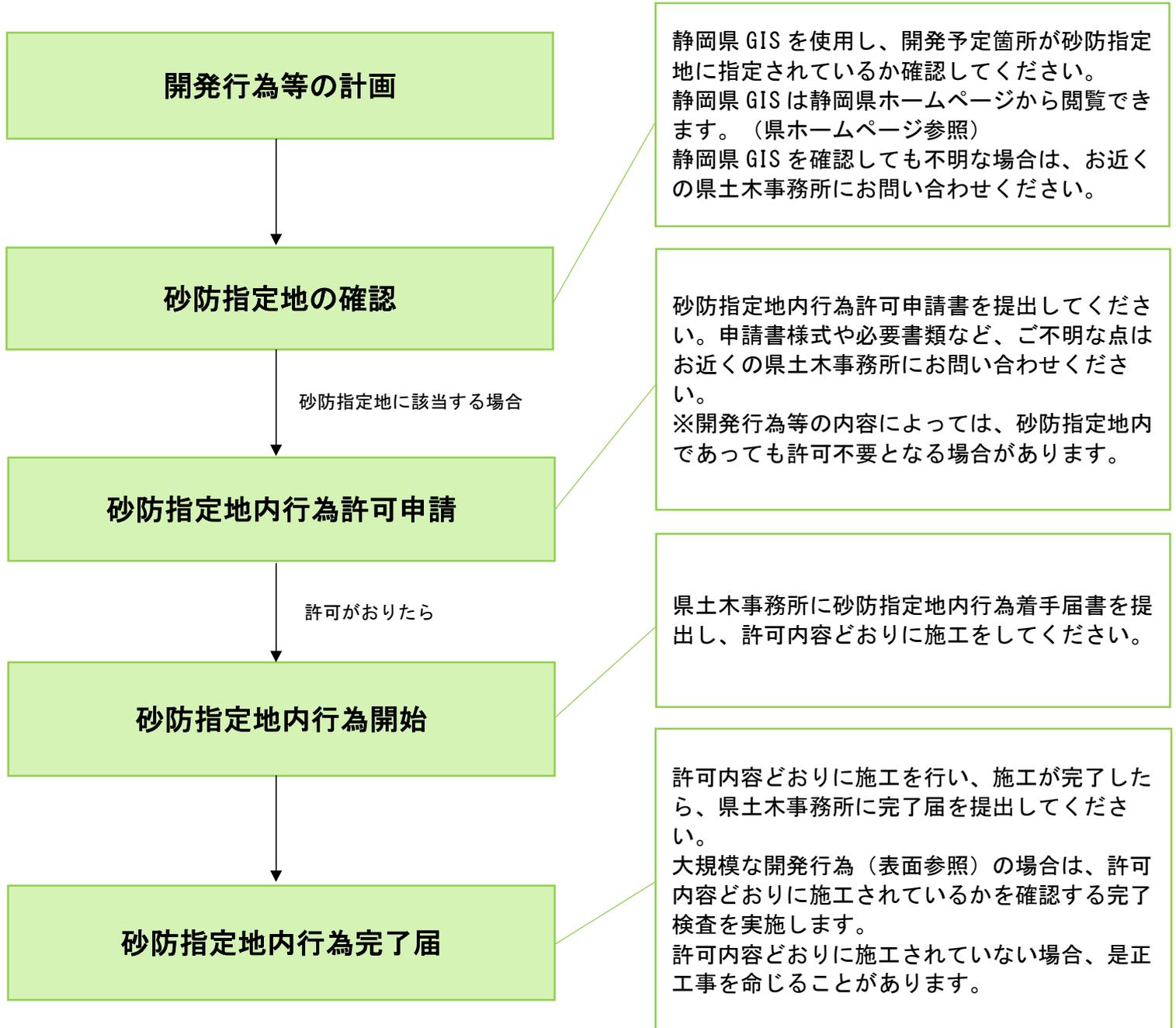
電話：(054) 221-3195

FAX：(054) 221-3260

メール：kasensabokanri@pref.shizuoka.lg.jp

砂防指定地内行為許可申請手続きの流れ

砂防指定地に指定された場所で開発行為（竹木の伐採や土地の形状変更等）を行う場合には、砂防指定地内行為の許可申請が必要です。



詳しくは静岡県ホームページをご覧ください

・ 砂防指定地内行為に関すること



・ 静岡県 GIS に関すること



・ 申請書様式



・ 新条例に関すること



問合せ先 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川砂防管理課

電話：（０５４）２２１－３１９５

FAX：（０５４）２２１－３２６０

メール：kasensabokanri@pref.shizuoka.lg.jp